

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月13日

**【四半期会計期間】** 第43期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

**【会社名】** 株式会社CSKホールディングス

**【英訳名】** CSK HOLDINGS CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中西 毅

**【本店の所在の場所】** 東京都港区南青山二丁目26番1号

**【電話番号】** 03 - 6438 - 3901(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡 恭彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区南青山二丁目26番1号

**【電話番号】** 03 - 6438 - 3901(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡 恭彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第42期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第43期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第42期
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高	(百万円)	41,871	32,602	169,518
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	12,798	105	2,919
四半期(当期)純損失( )	(百万円)	14,041	8,331	59,180
純資産額	(百万円)	10,331	7,465	15,807
総資産額	(百万円)	353,393	177,289	267,749
1株当たり純資産額	(円)	69.76	307.71	241.34
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )	(円)	174.95	66.26	720.62
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	1.6	1.3	4.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	13,168	223	5,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,291	3,696	6,531
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,577	11,394	1,969
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	26,482	35,883	43,394
従業員数	(名)	11,048	9,059	10,509

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3 第42期第1四半期連結累計(会計)期間、第43期第1四半期連結累計(会計)期間及び第42期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社の傘下に、各グループ会社の主要な事業内容ごとに区分した「BPO」、「ITマネジメント」、「システム開発」の3つの事業を基礎とし、さらにプリペイドカードの発行・精算事業を行う「プリペイドカード」を加えた4つの事業についてそれぞれの事業強化と連携を推進しながら事業活動を展開しております。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったコスモ証券(株)の全株式を平成22年4月16日付で譲渡したことにより、証券事業から撤退いたしました。

また、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用したことによりセグメントの開示方法を変更しております。詳細については「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

## 3 【関係会社の状況】

連結子会社であったコスモ証券(株)及びその連結子会社であるコスモエンタープライズ(株)（現社名 岩井コスモビジネスサービス(株)）は、当第1四半期連結会計期間にコスモ証券(株)の全株式を譲渡したことにより連結の範囲から除外しております。

(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部については、(株)CSKシステムズを存続会社とする吸収合併により、当第1四半期連結会計期間に消滅しております。また、ビジネスエクステンション(株)については、(株)CSKサービスウェアを存続会社とする吸収合併により、当第1四半期連結会計期間に消滅しております。

連結子会社であった(株)ISA O（現社名 (株)四谷ビジネス）は、当第1四半期連結会計期間に会社分割により全事業を移管したことにより子会社としての重要性が低下したことから連結の範囲から除外しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成22年6月30日現在)

従業員数(名)	9,059 [2,527]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 平均臨時従業員数は、[ ]内に外数で記載しております。  
3 従業員数が当第1四半期連結会計期間において1,450名減少しております。  
主な理由は、証券事業からの撤退及び早期退職優遇制度を利用した退職によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

(平成22年6月30日現在)

従業員数(名)	87
---------	----

- (注) 従業員数は就業人員数であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産の実績

当第1四半期連結会計期間における生産の実績は以下のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
B P O	7,476	
I T マネジメント	8,153	
システム開発	19,048	
合計	34,678	

#### (2) 受注の実績

当第1四半期連結会計期間における受注の実績は以下のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
B P O	5,712		10,055	
I T マネジメント	7,850		23,653	
システム開発	19,439		38,101	
合計	33,002		71,810	

(3) 販売の実績

当第1四半期連結会計期間における販売の実績は以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
BPO	6,661	
ITマネジメント	6,527	
システム開発	18,226	
プリペイドカード	925	
その他	261	
合計	32,602	

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 「(1) 生産の実績」の金額は、販売価格によっております。  
 3 「(1) 生産の実績」及び「(2) 受注の実績」は、当社及び連結子会社の総額を記載しております。  
 但し、「(1) 生産の実績」及び「(2) 受注の実績」には、当社グループ内の間接スタッフ業務の一部を請け負っている㈱CSKアドミニストレーションサービスの生産高・受注高・受注残高を含んでおりません。  
 4 「(3) 販売の実績」の各セグメントの販売高には、セグメント間の内部販売高を含んでおりません。  
 5 当第1四半期連結会計期間におけるプリペイドカードでのカードの発行高は、15,980百万円であります。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

<コスモ証券㈱の株式譲渡>

当第1四半期連結会計期間において、証券事業を行っていたコスモ証券㈱の全株式を譲渡したことから、証券事業から撤退したため、証券事業に係るリスクは解消しております。

なお、株式譲渡の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」及び「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 追加情報」をご参照ください。

### 3 【経営上の重要な契約等】

#### <コスモ証券㈱の株式譲渡>

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であったコスモ証券㈱の全株式を、岩井証券㈱（現社名 岩井コスモホールディングス㈱）に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日付で完了しております。

株式譲渡のその他の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 追加情報」に記載のとおりです。

#### (1) 譲渡の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱（現社名 岩井コスモホールディングス㈱）との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

#### (2) 譲渡先の概要（平成22年3月31日現在）

1) 名称	岩井証券㈱（現社名 岩井コスモホールディングス㈱）
2) 所在地	大阪市中央区北浜1丁目8番16号
3) 代表者	代表取締役社長 沖津 嘉昭
4) 資本金	10,004百万円
5) 事業内容	金融商品取引業
6) 当社との関係	該当事項はありません

#### (3) 譲渡日

平成22年4月16日

#### (4) 譲渡する子会社の概要（平成22年3月31日現在）

1) 名称	コスモ証券㈱	
2) 所在地	大阪市中央区今橋1丁目8番12号	
3) 代表者	代表取締役社長 金森 巧	
4) 資本金	13,500百万円	
5) 事業内容	金融商品取引業	
6) 当該会社の直近期の連結経営成績及び連結財務状態	連結決算期	平成22年3月期
	資産	93,901百万円
	負債	69,401百万円
	純資産	24,500百万円
	営業収益	17,631百万円
	営業利益	142百万円
	経常利益	18百万円
当期純利益	320百万円	

(5) 株式譲渡の内容

1) 譲渡株式数	40,000,000株（所有割合 100%）
2) 譲渡価額	17,000百万円
3) 株式譲渡に伴う損失	8,904百万円（連結ベース）
4) 譲渡後の持分比率	%

(6) その他重要な特約等

該当事項はありません。

<㈱C S Kシステムズと㈱C S K証券サービスの合併>

㈱C S Kシステムズと㈱C S K証券サービスは、平成22年6月30日開催の各々の取締役会において、平成22年9月1日を合併の効力発生日として、㈱C S Kシステムズを存続会社とした吸収合併を実施することを決議いたしました。

(1) 合併の目的

㈱C S K証券サービスは、証券システムの開発・運用、金融情報配信、証券業務運用、コンテンツ開発・運用、証券会社設立・運営コンサルティングなど、証券業界の動向や証券業務に精通したノウハウに裏付けられた高度で専門的なサービスを、フルラインで提供できる数少ない企業であり、従来より当社グループにおいて、この特長を最大限に活かした戦略会社として活動しておりました。

一方、昨今の証券業界では、大手証券会社の合併・統合やフィナンシャルグループ化が進み、ホールセール事業の強化や、貯蓄から投資への流れの中での規制緩和、東証アローヘッド稼働などのインフラ整備、金融工学・ITの進歩による取引手法・執行場所・金融商品の多様化が進んでおり、証券分野に関するノウハウ・技術は、証券業界に限らず活用され得る範囲が拡大しつつあります。

これらのことから、多様な業種のお客様との取引実績を持つ㈱C S Kシステムズの顧客基盤と㈱C S K証券サービスが有する証券分野に関するノウハウ・技術などを連携・融合させることが、当社グループのお客様に対して最適なサービスを提供することにつながるものと考え、合併の決定に至りました。

本合併により、証券分野向けサービスの競争力強化とサービス価値向上を実現し、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ための事業構造改革をいち早く進め、持続的な成長・発展を目指してまいります。

(2) 合併の要旨

合併の日程	合併期日（効力発生日）	平成22年9月1日（予定）
合併方式	㈱C S Kシステムズを存続会社とする吸収合併方式	
合併比率	当社の完全子会社間での合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、本合併による新株式の発行及び金銭などの交付は行いません。	

(3) 合併の当事会社の概要（平成22年6月30日現在）

1) 商号	(株)C S Kシステムズ	(株)C S K証券サービス
2) 設立年月	平成17年5月	平成13年3月
3) 本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番1号	東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号
4) 代表者	代表取締役社長 中西 毅	代表取締役社長 野見山 雅彦
5) 資本金	10,000百万円	4,400百万円
6) 発行済株式数	200,000株	88,005株
7) 決算期	3月31日	3月31日
8) 従業員数	3,269名	332名
9) 株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%

(4) 合併後の状況

1) 商号	(株)C S Kシステムズ
2) 事業内容	コンサルティング システム・インテグレーション システム運用 A S P <sup>(注)1</sup> （アプリケーション・サービスプロバイダー） B P O <sup>(注)2</sup> （ビジネス・プロセス・アウトソーシング）
3) 本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番1号
4) 代表者	代表取締役社長 中西 毅
5) 資本金	10,000百万円
6) 決算期	3月31日
7) 株主及び持株比率	当社 100%

(注) 1 A S P (Application Service Provider) : ビジネス用のアプリケーション機能を、ネットワークを通じて顧客に提供するサービス

2 B P O (Business Process Outsourcing) : 業務運用サービス。業務の効率性や品質向上にとどまらず、差別化を推進するために業務を外部委託すること

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

次の文中における今後の事業戦略及び将来に関する記載は、当四半期報告書提出日現在における判断によるものであり、今後の経済環境及び経営状況によっては、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用したことによりセグメントの開示方法を変更しているため、「(1) 経営成績の分析」において比較、分析に用いたセグメント別の前年同四半期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）のわが国経済は、輸出の増加や企業収益の改善、個人消費の一部持ち直しなどにより、景気の回復傾向が見られつつあるものの、欧州諸国を中心とした海外経済の下振れや円高の影響など下押しリスクは依然として高く、先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス業界においては、企業の設備投資に下げ止まりの傾向は見え始めたものの、依然としてIT投資抑制傾向が見られ、引き続き厳しい事業環境が続いております。

プリペイドカード業界では、経済環境の不透明感からギフト市場における法人需要に減少傾向が見られる一方で、交通機関における共有ICカードをはじめ非接触IC型電子マネーが急速に普及するなど着実に市場は拡大しており、利用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、引き続き需要も増加しております。

このような経営環境のなか、当社グループは、「BPO」、「ITマネジメント」、「システム開発」における各事業の強化・連携と3事業分野をベースとした新たな成長分野の開拓を推進し、安定的に収益を生み出す体質への転換を推進しております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、平成22年4月に株式譲渡したコスモ証券(株)及び情報サービス事業への選択と集中の方針のもと連結除外した会社の影響による減収に加え、厳しい環境の株式市場を背景に証券会社向けの取引が減少したこと等による影響により326.0億円（前年同四半期比22.1%減）となりました。

営業利益は、前連結会計年度より取り組んでまいりましたコスト構造の見直しに加え、金融サービス事業からの撤退により前年同四半期に計上した不動産関連の評価損等の影響が無くなったことから0.6億円（前年同四半期133.9億円の営業損失）と黒字回復いたしました。

経常利益は、営業利益に加え受取配当金やカード退蔵益等の営業外収益と支払利息等の営業外費用の影響により1.0億円（前年同四半期127.9億円の経常損失）となりました。

四半期純利益は、主に証券事業撤退損失等の特別損失94.0億円の発生により、83.3億円の四半期純損失（前年同四半期140.4億円の四半期純損失）となりました。

<セグメント別の業績>

) B P O

売上高は、検証サービスでの減少や不採算案件からの撤退の影響があるものの、コンタクトセンター関連の売上高が増加し74.6億円（前年同四半期比0.4%減）とほぼ前年同四半期並みとなりました。

営業利益は、不採算案件からの撤退やコスト削減の効果により1.0億円（前年同四半期は3.9億円の営業損失）となりました。

) I T マネジメント

売上高は、システム運用サービス及び機器販売の減少により74.3億円（前年同四半期比14.3%減）となりました。

営業利益は主に減収に伴い2.8億円（同9.2%減）となりました。

) システム開発

売上高は、主に証券会社向けA S Pサービス及び開発案件が減少し185.8億円（前年同四半期比12.9%減）となりました。

営業利益は主に減収に伴い5.3億円（同38.6%減）となりました。

) プリペイドカード

売上高は、機器販売、カード発行関連売上増加等により9.5億円（前年同四半期比32.5%増）となりました。

営業利益は、増収及びコスト削減により1.6億円（同149.7%増）となりました。

) その他

売上高は、当第1四半期連結会計期間においては、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等での売上高であり、2.6億円（前年同四半期比95.9%減）となりました。なお、前年同四半期には撤退した証券事業や金融サービス事業等の売上高が含まれております。

営業利益は、1.2億円（前年同四半期は124.4億円の営業損失）の営業損失となりました。なお、前年同四半期の営業損失は、主に不動産関連の評価損等であります。

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

## (2) 財政状態の分析

< 資産 1,772.8億円（前連結会計年度末比 904.6億円（33.8%）減少）>

流動資産は、証券事業撤退に伴い証券業関連の流動資産が減少したこと等により926.1億円減少いたしました。

固定資産は、証券業関連の固定資産が減少するも、国債取得等による投資有価証券の増加により固定資産全体では21.5億円増加いたしました。

< 負債 1,698.2億円（同 821.1億円（32.6%）減少）>

負債は、証券業関連の負債が減少したことに加え、借入金返済等により負債合計では821.1億円減少いたしました。

< 純資産 74.6億円（同 83.4億円（52.8%）減少）>

純資産は、四半期純損失により利益剰余金が減少したこと等により83.4億円減少いたしました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりとなりました。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

税金等調整前四半期純損失や仕入債務の増減額、たな卸資産の増減額等のマイナスはあるものの、証券事業撤退損失や売上債権の増減額等により、営業活動によるキャッシュ・フローは2.2億円（前年同四半期比133.9億円増加）となりました。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資有価証券の取得による支出があるものの、有価証券の売却による収入やコスモ証券㈱の全株式売却による収入（連結範囲の変更を伴う影響額を含む）等により、投資活動によるキャッシュ・フローは36.9億円（前年同四半期比24.0億円増加）となりました。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

長期借入金の返済による支出等により、財務活動によるキャッシュ・フローは113.9億円（前年同四半期比159.7億円減少）となりました。

< 現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高 >

上述の各段階キャッシュ・フローに換算差額等が加わった結果、現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末から75.1億円減少し、358.8億円となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、平成21年9月30日付の新経営体制の発足以降、情報サービス事業への経営資源の集中を掲げ、「BPO」、「ITマネジメント」、「システム開発」を3つの事業の柱と位置付け、サービス・インテグレーションとサービス・イノベーションを両輪としたグループの新たな成長を目指しております。

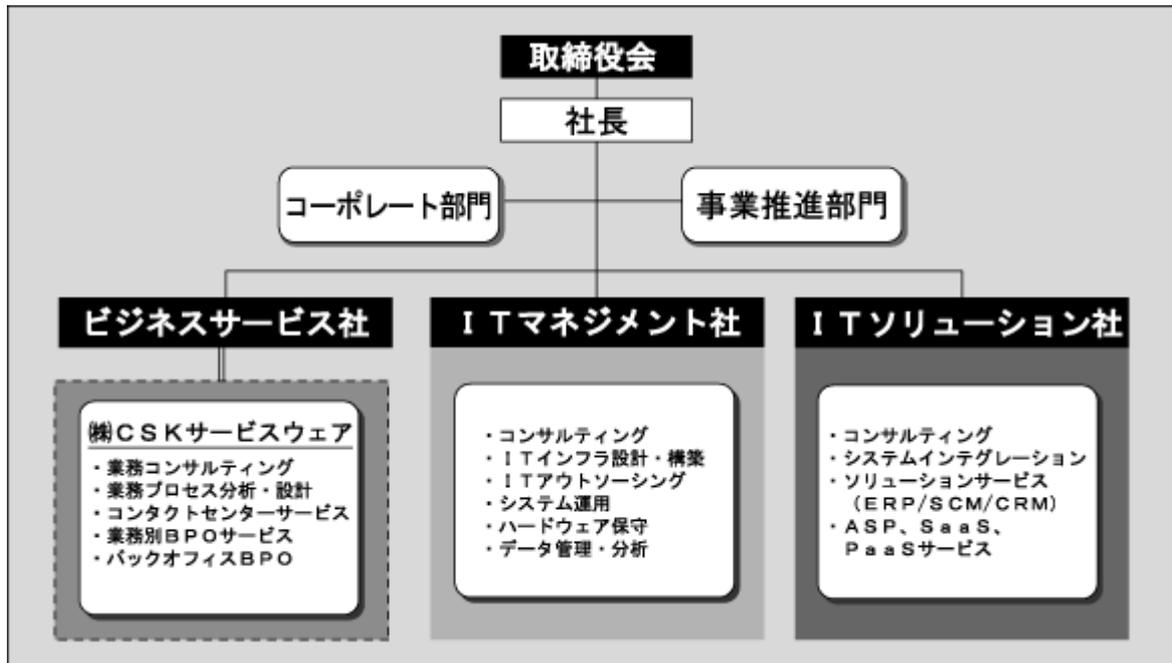
この方針に基づき、平成22年4月1日付でグループ内の事業推進体制の整備として、「BPO」に係る(株)CSKサービスウェア、(株)ビジネスエクステンションの合併、「システム開発」に係る(株)CSKシステムズ、(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部の合併を実施してまいりました。また、証券分野に関するノウハウ・技術を有する(株)CSK証券サービスと多様な業種のお客様との取引実績を持つ(株)CSKシステムズの連携・融合を目的とし、平成22年9月1日付で合併する予定であります。

更に、当社グループの競争力強化のためには、3つの事業がより一層連携することが必要であるという認識のもと、それぞれの事業の一体化を目的とし、平成22年10月1日を目処にグループ経営体制及び事業推進体制を純粋持株会社体制から事業持株会社体制へ移行することを予定しております。具体的には、当社を存続会社とし、(株)CSK-ITマネジメント及び(株)CSKシステムズを合併し、合併後の新会社（新社名：(株)CSK）は、下記の組織体制とする見込みであります。

- 事業部門として、「ITマネジメント社」「ITソリューション社」「ビジネスサービス社」を設置
- ) 「ITマネジメント社」は、(株)CSK-ITマネジメントの事業を移行
  - ) 「ITソリューション社」は、(株)CSKシステムズの事業を移行
  - ) 「ビジネスサービス社」を設置し、(株)CSKサービスウェアと一体運営を実施

全社の本社スタッフ機能として「コーポレート部門」、3事業融合の事業推進機能として「事業推進部門」を設置

当社グループのシェアードサービス機能を担う㈱CSKアドミニストレーションサービスについては、今回の統合に合わせて新会社へ機能を取り込み、社内組織として本社間接・スタッフ機能の再構築を実施予定



(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は99.2百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったコスモ証券㈱を連結の範囲から除外しております。これにより、以下の設備が減少しております。

子会社（平成22年3月31日現在）

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	摘要
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計		
コスモ証券㈱	本店 (大阪市中央区)	証券事業	事務所設備	150		7	924	1,082	127	(注) 1

- (注) 1 建物については賃借しております。  
2 帳簿価額の「その他」には工具、器具及び備品及び無形固定資産が含まれております。  
3 上記金額には消費税等を含んでおりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	498,376,800
A種優先株式	15,000
B種優先株式	15,000
E種優先株式	5,000
F種優先株式	5,000
計	498,376,800 (注)

(注) 当社の発行可能種類株式総数の合計は498,416,800株ありますが、当社の定款では発行可能株式総数は498,376,800株と定めております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	当第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	125,747,714	125,747,714	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
A種優先株式 (注)2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注)3、4、5、6、7
B種優先株式 (注)2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注)3、4、5、6、8
E種優先株式 (注)2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注)3、4、5、6、9
F種優先株式 (注)2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注)3、4、5、6、10
計	125,787,714	125,787,714		

- (注) 1 提出日現在発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 各種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- 3 各種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により、転換価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式の数が増加します。行使価額等の修正基準及び修正頻度、行使価額等の下限、当社取締役会の決議で金銭又は普通株式を対価として当該優先株式の全部又は一部を取得することができる権利について、それぞれ(注)7、8、9、10のとおり定款で定めております。なお、割当株式数の上限についての定めはありません。
- 4 各種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使及び当社株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。
- 5 各種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません。なお、各種優先株式の単元株式数については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。
- 6 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。
- 7 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

(1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。

(2) A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

## 7. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

### (2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

### (3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的方法によって取得がなされるものとする。

## 8. 金銭を対価とする取得条項

### (1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとする。

### (2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

## 9. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、( )A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、( )剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、( )当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、( )当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は( )給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号 ．に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 ．の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ．又は本号 ．に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 上記本号 ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号( )の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。  
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- ( ) 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2027年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

8 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) B種優先配当金

a. B種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

### 3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

### 4. 優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

### 5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

### 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

### 7. 金銭を対価とする取得請求権

#### (1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

#### (2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

#### (3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

## 8. 金銭を対価とする取得条項

### (1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

### (2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

## 9. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

### (2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、( )B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、( )剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、( )当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、( )当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

### (3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、( ) 給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は( ) 給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWA P価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

1. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 . の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

2. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号( ) の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。  
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。  
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- ( ) 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

## 10. 普通株式を対価とする取得条項

### (1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P 価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

### (2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

## 11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

## 9 E種優先株式について定款で次のとおり定めております。

### 1. 優先配当金

#### (1) E種優先配当金

##### a. E種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「E種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってE種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

##### b. E種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円T I B O R (6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円T I B O R (6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R (6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円T I B O R (6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円L I B O R (6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

### (2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。E種優先株式と同順位他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

(1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、F種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。

(2) E種優先株式の残余財産の分配順位は、F種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、E種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するE種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、2011年9月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、( ) E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E種優先株式の数に、( ) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)の E種優先株式についてのみ、当該 E種優先株主の株式対価取得請求に基づく E種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる E種優先株式以外の株式対価取得請求に係る E種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する E種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた E種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る E種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる E種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、( ) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、( ) 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社が E種優先株式の取得と引換えに E種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該 E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第 3 項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年 3 月 1 日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP 価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所において VWAP 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記 c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当会社は、E種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 . の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

#### ・転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号( ) の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

#### ・その他の転換価額の調整

上記本号 ii . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- ( ) 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・ 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・ 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

10 F種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) F種優先配当金

a. F種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「F種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってF種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. F種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円(6ヵ月物)トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円(6ヵ月物)ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

(1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、E種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。

(2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、E種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5. 議決権

F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当会社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当会社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

## 8. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

### (2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

### (3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

## 9. 金銭を対価とする取得条項

### (1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)、なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

### (2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

## 10. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

### (2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、( )F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、( )剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、( )当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、( ) 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

### (3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、F種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

#### a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

#### b. 転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記cに定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

## c. 転換価額の調整

## ・ 転換価額調整式

当社は、F種優先株式の発行後、下記本号 ．に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 ．の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ．又は本号 ．に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

## ・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 上記本号 ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号( )の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- ( ) 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

## (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年9月4日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	21,792 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,418,553 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,937.5
新株予約権の行使期間	平成15年10月2日～ 平成23年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,937.5 資本組入額 1,469
新株予約権の行使の条件	当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も平成23年8月19日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであるため、本社債から分離譲渡できない。
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は340,425株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

## 会社法に基づく新株予約権付社債

## 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年7月27日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	35,000 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,425,447 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,816.8
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成25年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,816.8 資本組入額 1,409
新株予約権の行使の条件	平成25年9月27日以前に本社債が繰上げ償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時(期限の利益の喪失日を含まない)までとする。また、組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要な時は、当社が行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする)。その他、必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告した場合に、当該期間内は本新株予約権を行使することはできない。 各本新株予約権の一部については、行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は335,012株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

会社法に基づく新株予約権

第6回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成22年3月1日～ 平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

- 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日～ 平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

- 2 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

## A種優先株式

	第4四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 当第1四半期会計期間末において発行残高はありますが、当第1四半期会計期間において行使はありません。

## B種優先株式

	第4四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 当第1四半期会計期間末において発行残高はありますが、当第1四半期会計期間において行使はありません。

## E 種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 1 四半期会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 当第 1 四半期会計期間末において発行残高はありますが、当第 1 四半期会計期間において行使はありません。

## F 種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第 1 四半期会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 当第 1 四半期会計期間末において発行残高はありますが、当第 1 四半期会計期間において行使はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日		125,787,714		96,225		51,871

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000 B種優先株式 15,000 E種優先株式 5,000 F種優先株式 5,000		優先株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,800 (相互保有株式) 普通株式 23,600		(注) 1
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,570,700	普通株式 1,245,707	(注) 2
単元未満株式	普通株式 1,141,614		1単元(100株)未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	125,787,714		
総株主の議決権		1,245,707	

(注) 1 相互保有株式は、平成20年8月1日付の当社とコスモ証券株式会社との株式交換により当社が取得したものでありますが、平成22年4月16日付で当社が同社の全株式を譲渡したことにより、相互保有は解消されております。

2 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれております。

3 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式7株、コスモ証券株式会社保有の相互保有株式92株が含まれております。

【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社C S Kホールディングス	東京都港区南青山 二丁目26 - 1	11,800 (注) 1		11,800	0.01
(相互保有株式) コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区 今橋一丁目8 - 12	23,600 (注) 2		23,600	0.02
合計		35,400		35,400	0.03

(注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株あります。なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 このほか、株主名簿上はコスモ証券株式会社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が5,100株あります。なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。また、相互保有株式23,600株については、「発行済株式」(注) 1に記載のとおり平成22年4月16日付で相互保有が解消されております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	502	530	471
最低(円)	405	421	367

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当社の連結子会社であった証券業を主たる事業とする会社の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第61条及び第82条の規定に基づき「金融商品取引業者等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4 36,847	4 45,250
受取手形及び売掛金	17,845	23,300
短期貸付金	21,869	22,261
有価証券	4 7,806	4 8,485
営業投資有価証券	3,840	3,970
たな卸資産	1, 3 3,343	1, 3 2,180
未収還付法人税等	3,677	3,261
証券業における預託金	-	26,593
証券業におけるトレーディング商品	-	4 10,232
証券業における信用取引資産	-	24,551
その他	13,441	4 31,630
貸倒引当金	8,292	8,724
流動資産合計	100,379	192,993
固定資産		
有形固定資産	2, 4 24,972	2, 4 26,482
無形固定資産	4,256	5,427
投資その他の資産		
投資有価証券	4 38,177	4 31,065
その他	10,080	12,096
貸倒引当金	576	315
投資その他の資産合計	47,680	42,847
固定資産合計	76,909	74,756
資産合計	177,289	267,749

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	4,137	6,602
短期借入金	4 6,313	4 10,933
未払法人税等	526	1,156
カード預り金	4 53,876	4 53,183
賞与引当金	2,088	3,783
開発等損失引当金	3 93	3 57
役員賞与引当金	13	-
証券業におけるトレーディング商品	-	1,008
証券業における信用取引負債	-	4 19,121
証券業における預り金及び受入保証金	-	35,994
その他	4 15,011	4 18,800
<b>流動負債合計</b>	<b>82,060</b>	<b>150,641</b>
<b>固定負債</b>		
新株予約権付社債	56,792	56,792
長期借入金	4 27,547	4 40,063
退職給付引当金	175	197
役員退職慰労引当金	19	22
その他	3,228	3,543
<b>固定負債合計</b>	<b>87,763</b>	<b>100,618</b>
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	-	681
特別法上の準備金合計	-	681
<b>負債合計</b>	<b>169,823</b>	<b>251,942</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	96,225	96,225
資本剰余金	53,763	53,763
利益剰余金	147,826	139,494
自己株式	10	68
<b>株主資本合計</b>	<b>2,152</b>	<b>10,426</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	157	234
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>157</b>	<b>234</b>
新株予約権	467	467
少数株主持分	4,688	4,680
<b>純資産合計</b>	<b>7,465</b>	<b>15,807</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>177,289</b>	<b>267,749</b>

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	41,871	32,602
売上原価	40,231	25,453
売上総利益	1,639	7,148
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 15,038	<sup>1</sup> 7,080
営業利益又は営業損失( )	13,398	68
営業外収益		
受取利息	11	36
受取配当金	159	33
カード退蔵益	290	287
その他	388	183
営業外収益合計	850	540
営業外費用		
支払利息	6	259
為替差損	76	-
退職給付費用	65	66
その他	102	178
営業外費用合計	251	503
経常利益又は経常損失( )	12,798	105
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	25
事業譲渡益	180	-
金融商品取引責任準備金戻入益	186	-
その他	446	9
特別利益合計	813	34
特別損失		
減損損失	489	-
投資有価証券売却損	653	-
証券事業撤退損失	-	<sup>2</sup> 8,904
その他	598	503
特別損失合計	1,741	9,408
税金等調整前四半期純損失( )	13,727	9,268
法人税、住民税及び事業税	280	175
法人税等調整額	56	1,117
法人税等合計	336	942
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	8,326
少数株主利益又は少数株主損失( )	22	5
四半期純損失( )	14,041	8,331

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	13,727	9,268
減価償却費	1,391	1,081
減損損失	489	-
のれん償却額	44	34
引当金の増減額( は減少)及び前払年金費用 の増減額( は増加)	2,975	1,347
金融商品取引責任準備金の増減額( は減少)	186	-
受取利息及び受取配当金	450	70
支払利息	925	262
証券事業撤退損失	-	8,904
売上債権の増減額( は増加)	10,405	7,089
たな卸資産の増減額( は増加)	1,337	1,199
仕入債務の増減額( は減少)	3,044	2,464
カード預り金の増減額( は減少)	342	693
営業投資有価証券の増減額( は増加)	465	125
金融サービス運用資産の増減額( は増加)	7,741	-
金融サービス負債の増減額( は減少)	2,809	-
証券業における預託金の増減額( は増加)	2,527	-
証券業におけるトレーディング商品(資産)の増減 額( は増加)	8,036	-
証券業における約定見返勘定(資産)の増減額 ( は増加)	3,001	-
証券業における信用取引資産の増減額( は増加)	7,848	-
証券業における有価証券担保貸付金の増減額 ( は増加)	1,817	-
証券業におけるトレーディング商品(負債)の増減 額( は減少)	814	-
証券業における約定見返勘定(負債)の増減額( は減少)	2,799	-
証券業における信用取引負債の増減額( は減少)	3,418	-
証券業における預り金及び受入保証金の増減額 ( は減少)	3,205	-
その他	275	1,830
小計	11,054	2,010
利息及び配当金の受取額	467	44
利息の支払額	954	236
法人税等の支払額	1,626	1,595
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,168	223

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入・払戻(純額)	470	-
有価証券の売却・取得による収入・支出(純額)	99	9,521
有形固定資産の取得による支出	734	69
無形固定資産の取得による支出	465	170
投資有価証券の取得による支出	2,099	12,104
投資有価証券の売却による収入	4,874	245
短期貸付金の純増減額(は増加)	-	3,269
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	113	3,006
その他	173	1
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,291</b>	<b>3,696</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	4,737	-
長期借入金の返済による支出	-	11,265
その他	159	128
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,577</b>	<b>11,394</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>101</b>	<b>3</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,400	7,478
現金及び現金同等物の期首残高	33,882	43,394
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	32
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>26,482</b>	<b>35,883</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>コスモ証券(株)及びその連結子会社であるコスモエンタープライズ(株)(現社名 岩井コスモビジネスサービス(株))は、当第 1 四半期連結会計期間にコスモ証券(株)の全株式を譲渡したことに伴い連結の範囲から除外しております。(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部については、(株)CSKシステムズを存続会社とする吸収合併により、当第 1 四半期連結会計期間に消滅しております。ビジネスエクステンション(株)については、(株)CSK サービスウェアを存続会社とする吸収合併により、当第 1 四半期連結会計期間に消滅しております。(株)ISO(現社名 (株)四谷ビジネス)は、当第 1 四半期連結会計期間に会社分割により全事業を移管したことにより子会社としての重要性が低下したことから連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社数 22社</p>
2	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第 1 四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年 3 月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年 3 月10日)を適用しております。</p> <p>これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用</p> <p>当第 1 四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ8百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は232百万円増加しております。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第 1 四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成20年12月26日)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	
(四半期連結貸借対照表)	<p>1 前第 1 四半期連結会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」(前第 1 四半期連結会計期間604百万円)は、総資産の100分の10を超えたため、当第 1 四半期連結会計期間においては、区分掲記しております。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年 3 月24日 内閣府令第 5 号)の適用により、当第 1 四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示していません。</p> <p>2 前第 1 四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「為替差損」(当第 1 四半期連結累計期間1百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第 1 四半期連結累計期間においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>1 前第 1 四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金の純増減額( は増加)」(前第 1 四半期連結累計期間 71百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第 1 四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。</p>

## 【追加情報】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成22年4月1日  
至平成22年6月30日)

## (連結子会社の株式の譲渡について)

当社は、当第1四半期連結会計期間において、当社の完全子会社であったコスモ証券(株)の全株式を、岩井証券(株)(現社名 岩井コスモホールディングス(株))に譲渡いたしました。

## 1. 譲渡先企業の名称、譲渡した株式の内容、株式譲渡を行った主な理由、株式譲渡日及び法的形式を含む取引の概要

## (1) 譲渡先企業の名称

岩井証券(株)(現社名 岩井コスモホールディングス(株))

## (2) 譲渡した株式の内容

子会社株式(コスモ証券(株))

## (3) 株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券(株)については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券(株)(現社名 岩井コスモホールディングス(株))との連携は、コスモ証券(株)の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

## (4) 株式譲渡日

平成22年4月16日

## (5) 法的形式を含む取引の概要

現金を対価とする譲渡

## 2. 実施した会計処理の概要

## (1) 会計処理の概要

譲渡した株式の対価として受け取った現金と子会社株式(コスモ証券(株))の連結上の簿価との差額を譲渡損益として認識いたしました。

## (2) 譲渡損益の金額

譲渡損失 8,904百万円

## (3) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の帳簿価額並びにその主な内訳(前連結会計年度末)

流動資産 88,129百万円

固定資産 5,771百万円

資産合計 93,901百万円

流動負債 68,453百万円

固定負債 265百万円

特別法上の準備金 681百万円

負債合計 69,401百万円

## 3. 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称

証券事業

## 4. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

当第1四半期連結会計期間の期首に連結の範囲から除外しているため、当第1四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に計上されている損益はありません。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">799百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">2,511百万円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 17,722百万円</p> <p>3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、開発等損失引当金に対応する額は27百万円(仕掛品)であります。</p> <p>4 担保資産</p> <p>(1) 以下の資産は短期借入金6,250百万円、流動負債その他(未払金)1,278百万円、長期借入金27,500百万円の担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,300百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">8,256百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">6,716百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">16,273百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが49,405百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式49,211百万円は連結上相殺消去されております。</p> <p>(2) 資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として、有価証券6,970百万円、投資有価証券25,222百万円を供託しております。</p> <p>(3)</p>	商品	799百万円	仕掛品	2,511百万円	現金及び預金	1,300百万円	建物及び構築物	8,256百万円	土地	6,716百万円	合計	16,273百万円	<p>1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">790百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">1,356百万円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 19,778百万円</p> <p>3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、開発等損失引当金に対応する額は10百万円(仕掛品)であります。</p> <p>4 担保資産</p> <p>(1) 以下の資産は短期借入金6,370百万円、証券業における信用取引負債12,439百万円、流動負債その他(未払金)1,310百万円、長期借入金40,000百万円の担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,775百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業における トレーディング商品</td> <td style="text-align: right;">350百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">8,447百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">6,716百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">482百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">17,772百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが443百万円(期末時価)あります。</p> <p>また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが74,034百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式73,839百万円は連結上相殺消去されております。</p> <p>「第2事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)当連結会計年度に実施した経営施策」に記載のとおり、資本増強の一環として取引銀行4行との「シンジケートローン契約書」を締結し、当連結会計年度末残高45,000百万円のうち5,000百万円については1年以内に返済予定の長期借入金として上記担保債務の短期借入金に含まれており、残りの40,000百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。</p> <p>なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、子会社株式、土地、建物及び構築物であります。</p> <p>(2) 前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券7,550百万円、流動資産「その他」(差入保証金)7,661百万円、投資有価証券14,527百万円を供託しております。</p> <p>(3) 信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として901百万円を差入れております。</p>	商品	790百万円	仕掛品	1,356百万円	現金及び預金	1,775百万円	証券業における トレーディング商品	350百万円	建物及び構築物	8,447百万円	土地	6,716百万円	投資有価証券	482百万円	合計	17,772百万円
商品	799百万円																												
仕掛品	2,511百万円																												
現金及び預金	1,300百万円																												
建物及び構築物	8,256百万円																												
土地	6,716百万円																												
合計	16,273百万円																												
商品	790百万円																												
仕掛品	1,356百万円																												
現金及び預金	1,775百万円																												
証券業における トレーディング商品	350百万円																												
建物及び構築物	8,447百万円																												
土地	6,716百万円																												
投資有価証券	482百万円																												
合計	17,772百万円																												

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
(4)	(4) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記(1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。 信用取引貸証券 7,372百万円 信用取引借入金の本担保証券 12,712百万円 差入保証金代用有価証券 1,001百万円 その他 10,943百万円
(5)	(5) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。 信用取引貸付金の本担保証券 21,395百万円 信用取引借証券 3,198百万円 受入保証金代用有価証券 47,088百万円 その他 527百万円
5 保証債務 当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	5 保証債務 当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
ポートタウン特定目的会社 3,260百万円	ポートタウン特定目的会社 3,310百万円

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料及び手当 4,720百万円 賞与引当金繰入額 946百万円 退職給付費用 325百万円 支払手数料 1,921百万円 地代家賃 1,609百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料及び手当 2,486百万円 賞与引当金繰入額 458百万円 退職給付費用 162百万円 支払手数料 431百万円 地代家賃 644百万円
2	2 証券事業撤退損失は、連結子会社であったコスモ証券(株)の株式の譲渡に伴う損失であります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 28,549百万円 有価証券勘定 11,819百万円 計 40,369百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金 2,545百万円 償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など 11,341百万円 現金及び現金同等物 26,482百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 36,847百万円 有価証券勘定 7,806百万円 計 44,654百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金 1,300百万円 償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など 7,470百万円 現金及び現金同等物 35,883百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	125,747,714
A種優先株式(株)	15,000
B種優先株式(株)	15,000
E種優先株式(株)	5,000
F種優先株式(株)	5,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	12,633

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第6回新株予約権 (平成21年9月30日発行)	普通株式	24,000,000	171
	第7回新株予約権 (平成21年9月30日発行)	普通株式	24,000,000	295
合計			48,000,000	467

(注) 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	金融サービス事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	35,553	538	5,092	686	41,871		41,871
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,021	0	3	37	1,063	(1,063)	
計	36,574	539	5,096	723	42,934	(1,063)	41,871
営業費用	35,890	13,366	4,528	657	54,443	826	55,269
営業利益又は営業損失( )	684	12,826	568	66	11,508	1,890	13,398

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業 システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータタビルの工事請負事業、コンピュータタビルの賃貸事業

金融サービス事業 投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等

証券事業 証券業、証券業付随業務等

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,924百万円であり当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

3 会計処理の方法の変更

当第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、情報サービス事業における売上高は168百万円増加し、営業利益は35百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、純粋持株会社である当社の傘下に、各グループ会社の主要な事業の内容ごとに区分した「BPO」、「ITマネジメント」、「システム開発」の3つの事業を基礎とし、さらにプリペイドカードの発行・精算事業を行う「プリペイドカード」を加えた4つの事業についてそれぞれの事業強化と連携を推進しながら事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、前述の4つの事業を報告セグメントとしております。それぞれの製品・サービスは以下のとおりであります。

- 「BPO」：業務コンサルティング、コンタクトセンター、バックオフィスBPO、業務プロセス分析・設計、業務別BPOサービス、データ分析・マネジメント、検証サービス
- 「ITマネジメント」：IT基盤構築、運用コンサルティング、インフラマネジメント、システム運用サービス、ネットワーク運用監視、データセンターサービス
- 「システム開発」：コンサルティング、ソリューションサービス、システム・インテグレーション
- 「プリペイドカード」：プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益計算書計上額 (注)4
	BPO	ITマネジメント	システム開発	プリペイドカード	計				
売上高									
外部顧客への売上高	6,661	6,527	18,226	925	32,340	261	32,602		32,602
セグメント間の内部売上高又は振替高	801	910	356	34	2,102		2,102	2,102	
計	7,463	7,438	18,582	959	34,443	261	34,705	2,102	32,602
セグメント利益又は損失( )	108	281	531	165	1,086	129	956	888	68

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 888百万円には、グループ運営収入426百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,467百万円が含まれております。全社費用は、主に当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

3 連結子会社であったコスモ証券(株)の全株式を当第1四半期連結累計期間に譲渡したことに伴い証券事業から撤退しております。

4 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

[次へ](#)

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

投資有価証券、買掛金、短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)、長期借入金が、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期 連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	時価算定 の方法
投資有価証券	32,334	32,820	486	(注) 1
買掛金	4,137	4,137		(注) 2
短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)	6,313	6,313		(注) 3
長期借入金	27,547	27,547	0	(注) 3

(注) 1 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

2 買掛金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3 短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)、長期借入金

主な長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状況は借入の実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			
種類	四半期 連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)国債・地方債	32,692	33,219	527
(2)社債			
(3)その他			
合計	32,692	33,219	527

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

満期保有目的の債券

	当連結会計年度 (平成22年3月31日)			
	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1)国債・地方債	18,121	18,316	195
	(2)社債			
	(3)その他			
	小計	18,121	18,316	195
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1)国債・地方債	3,968	3,958	9
	(2)社債			
	(3)その他			
	小計	3,968	3,958	9
合計		22,089	22,274	185

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社及び連結子会社はストック・オプションの付与を行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
307.71円	241.34円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	7,465	15,807
普通株式に係る純資産額(百万円)	38,689	30,339
差異の主な内訳(百万円)		
A種優先株式	15,000	15,000
B種優先株式	15,000	15,000
E種優先株式	5,500	5,500
F種優先株式	5,500	5,500
新株予約権	467	467
少数株主持分	4,688	4,680
普通株式の発行済株式数(千株)	125,747	125,747
普通株式の自己株式数(千株)	12	35
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	125,735	125,712

2 1株当たり四半期純損失金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 174.95円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 66.26円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	14,041	8,331
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	14,041	8,331
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	80,257	125,735
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、かつ、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高が、企業再編等により前連結会計年度末に比べて著しい変動(減少)が認められます。	
この変動の主な理由は、証券事業からの撤退によるものであり、これにより減少したリース取引に係る未経過リース料の前連結会計年度末における残高相当額は以下の通りであります。	
1年以内	178百万円
1年超	297百万円
合計	475百万円

2 【その他】

該当事項はありません。

[前へ](#)

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社CSKホールディングス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古谷伸太郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井出隆

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

株式会社CSKホールディングス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古谷伸太郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井出隆

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。